

前回までの指摘事項について（長期未着手事業について）

1．条例に基づき手続が再実施された長期未着手事業について

環境影響評価手続完了後、長期未着手の事業について、行政による手続再実施の要請が条例で規定されている自治体は62団体中39団体であり、自治体へのアンケートの結果、条例に基づき環境影響評価手続を再実施した又はしている長期未着手の案件は2事例確認された。

2事例とも、評価書公告後5年以上経過して着手することとなったため、管轄の自治体（A県、C市）の条例に基づき、環境影響評価手続が再実施された又はされる予定のものである。両自治体の条例において、評価書公告後5年以上経過して着手する場合、知事が必要と認めれば手続の再実施を求めるといった手続きが規定されている。

（1）事例1

A県の要綱に基づき平成6年7月に評価書公告後、平成19年に事業者から相談があるまで長期間経過しており、周辺環境や評価方法が変化していることから、関係各課と協議のうえ、環境影響評価手続の再実施を事業者に求め、平成20年7月にA県の条例に基づき環境影響評価の再実施に係る計画書が公告され、現在手続中の事例である。

A県において、評価書公告後5年以上経過して着手する計画に至った事例が他にも1事例あったが、この事例については、当初の環境影響評価手続を開始した平成8年当時から事業実施区域が比較的都市部であり、自然環境に及ぼす影響は少ない等の理由から、A県が手続の再実施は不要と判断している。

（2）事例2（C市はB県にある政令指定都市である。）

B県の条例に基づき平成12年3月に評価書公告後、平成17年にB県及びC市の協議の末、C市の条例を適用とすることとなった事例である。

本件は、当初の環境影響評価手続では確認されなかった希少種の営巣が、平成20年に事業者の調査により新たに確認され、事業実施区域内で用途変更がなされることとなったため、審査会に諮ったうえで、事業者に手続の再実施を求め、C市の条例に基づき平成21年度中に方法書が公告される予定である。

なお、C市において、評価書公告後5年以上経過して着手する計画に至ったのは本事例のみである。

表1 条例に基づき手続が再実施された長期未着手案件の2事例

| | | 評価書公告 | 再実施手続開始 | 公告後手続開始までの期間 | 各自治体における実績 |
|-----|-----|---------|---------|---------------------|------------|
| 事例1 | A 県 | 平成6年7月 | 平成20年7月 | 約14年 | 61件 |
| 事例2 | B 県 | 平成12年3月 | - | 約9年7ヶ月(21年10月末現在まで) | 14件 |
| | C 市 | - | 平成21年度中 | | 6件 |

2. 未着手案件と政策評価法の事後評価との関係

2 - 1. 国土交通省政策評価基本計画

国土交通省の事業を例にとると、政策評価法第6条に基づき策定された国土交通省政策評価基本計画においては、国土交通省が所管する公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業を対象として、新規事業採択時評価・再評価・完了後の事後評価を実施することとされており、新規事業採択後5年が経過した時点で未着工の事業などについて再評価することとなっている。（図1参照）

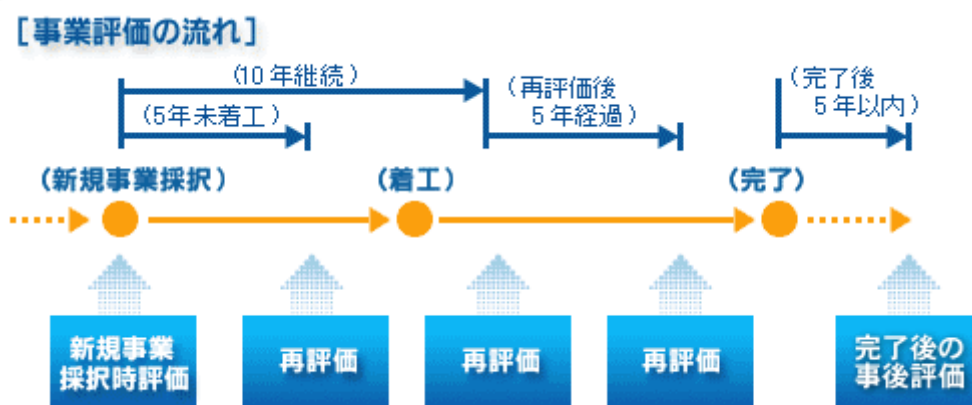


図1 国土交通省政策評価基本計画に基づく事業評価の流れ

出典：http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_01.html

2. 2. 法手続完了から5年以上未着工の案件における再評価の実施

平成21年2月末現在より5年前の平成16年2月末時点までに環境影響評価法の手続を完了した70件の事業のうち、5年以上未着工（工事）である事業は15件であった。

そのうち、国土交通省所管公共事業は14件であり、これらの事業については、いずれも新規事業採択時評価又は再評価が実施されていた。

新規事業採択時評価より前に環境影響評価手続が実施されている場合、環境影響評価手続終了後5年を経過して未着工であっても、再評価が実施されていない場合がある。

表1 法手続完了後長期未着手の14事例と国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価又は再評価

| 事例 | 環境影響評価法 | 国土交通省所管公共事業の事業評価 | | 着工 |
|----|----------|------------------|-----------|--------|
| | 評価書公告 | 新規事業採択時評価 | 再評価 | |
| 1 | 平成11年11月 | 15年度 | - | 17年度着工 |
| 2 | 平成11年11月 | 15年度 | - | 18年度着工 |
| 3 | 平成11年11月 | 18年度 | - | 20年度着工 |
| 4 | 平成11年12月 | 18年度 | - | 20年度着工 |
| 5 | 平成11年12月 | (制度導入前) | 15年度、20年度 | 19年度着工 |
| 6 | 平成11年12月 | 15年度 | 20年度 | 17年度着工 |
| 7 | 平成11年12月 | 17年度 | - | 18年度着工 |
| 8 | 平成12年2月 | (制度導入前) | 19年度 | 13年度着工 |
| 9 | 平成12年3月 | (制度導入前) | 20年度 | 13年度着工 |
| 10 | 平成12年8月 | 10年度 | - | 16年度着工 |
| 11 | 平成12年8月 | 10年度 | - | 15年度着工 |
| 12 | 平成12年12月 | 20年度 | - | 未着工 |
| 13 | 平成13年3月 | (制度導入前) | 17年度 | 18年度着工 |
| 14 | 平成14年1月 | 16年度 | - | 19年度着工 |

(注) 環境影響評価と事業評価の事業範囲は完全に一致していない場合がある。

(注) 国土交通省では、平成10年度から新規事業採択時評価、再評価を導入している。

(注) 事業によっては、用地買収の時期を着工としている。

3. ポイント

環境影響評価手続完了後、長期未着手の事業について、行政による手続再実施の要請が条例で規定されている自治体は62団体中39団体であった。

環境影響評価条例に基づき手続が再実施された2事例について、いずれも評価書公告後、長期間経過し周辺環境が変化している(又はそのおそれがある)ため、手続の再実施がなされている。

新規事業採択時評価より前に環境影響評価手続が実施されている場合、環境影響評価手続終了後5年を経過して未着工であっても、再評価が実施されていない場合がある。

(参考)

行政機関が行う政策の評価に関する法律

第六条 行政機関の長(行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会である場合にあっては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。)は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。